

社会福祉法人万灯会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員がその能力を十分に発揮して活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022（令和4）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

◆目標1

全職員の1か月あたりの残業時間を10時間以内とする。

◆実施時期・取組内容

2022年4月～ 長時間労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。

2022年4月～ 各施設毎に業務内容の見直しを実施し、効率化に向けての計画を策定する。

2023年4月～ 各施設毎の業務効率化計画の進捗状況を施設長会議での報告事項とする。

2024年4月～ 管理職も含めた全職員を完全定時退社とする。

2025年4月～ 業務効率化の優れた取組に対して表彰をおこない、好事例として全施設に展開する。

◆目標2

全社員の有休取得率を70%以上とする。

2022年9月～ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、施設長会議にて管理職に課している業務の削減・合理化案を検討する。

2023年4月～ 削減する管理職業務を決定し、実際に削減・合理化の取組を開始する。

2024年4月～ 各施設毎の管理職業務削減・合理化の取組の進捗状況を確認する。

2025年4月～ 全職員の有給取得率を70%以上とする。